

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年9月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000871号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100090号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年7月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成30年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年6月から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録の一部が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。給与支給明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成30年6月分給与支給明細書及びA社の事業主の回答により、請求者が同社に平成30年6月1日から継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年6月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100348 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100091 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

昭和63年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

A社C支店に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。昭和63年10月1日に同社D支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の被保険者記録、B社より提出された請求者の職員名簿、請求者から提出された退職所得の源泉徴収票及び預金通帳の写し並びに請求期間当時にA社C支店及び同社D支店において厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において、A社C支店に継続して勤務(昭和63年10月1日にA社C支店から同社D支店へ異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社C支店における昭和63年8月の厚生年金保険の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和63年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険

料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているが、昭和 63 年 9 月について、事業主が資格喪失年月日を昭和 63 年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 9 月 30 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 63 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。